

凡例

- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域

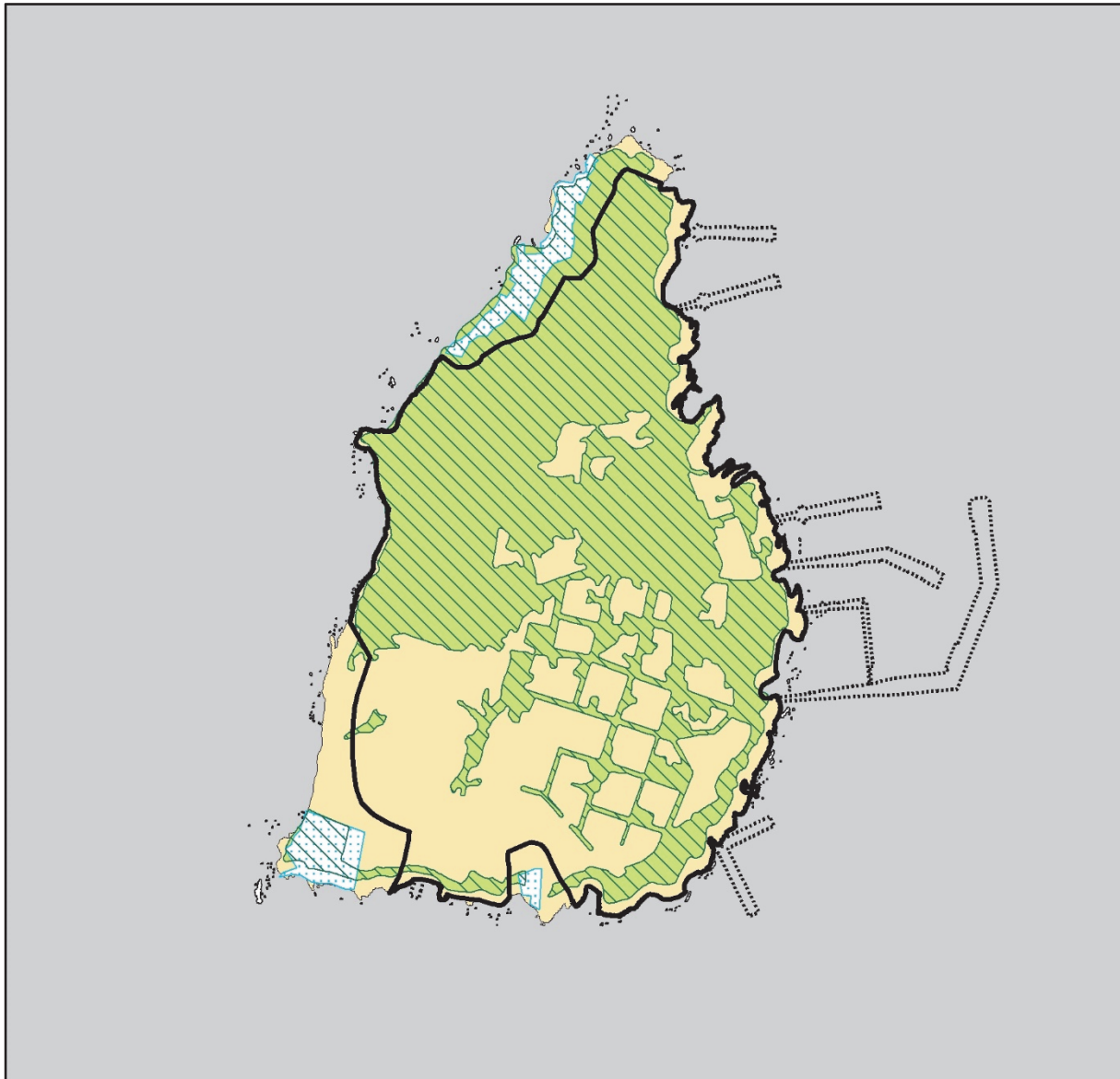
0 0.375 0.75 1.5 km

1:30,000



出典：中種子都市計画図（中種子町）※平成31年2月入手

図-3.2.6(2) 用途指定区域における用途区分(中種子町)



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(港湾施設)
- 地域森林計画対象民有林 (注：現在、多くの部分が国有地となり、国が森林所有者である森林となっています。)
- 保安林
- 森林地域
- 農業地域



1:40,000



出典：保安林

保安林台帳附属図（鹿児島県）※令和2年2月5日入手

保安林以外

国土交通省ウェブサイト「国土数値情報ダウンロードサービス」「農業地域データ（平成27年度作成）」

「森林地域データ（平成27年度作成）」(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)

図-3.2.7(1) 農業地域及び森林地域

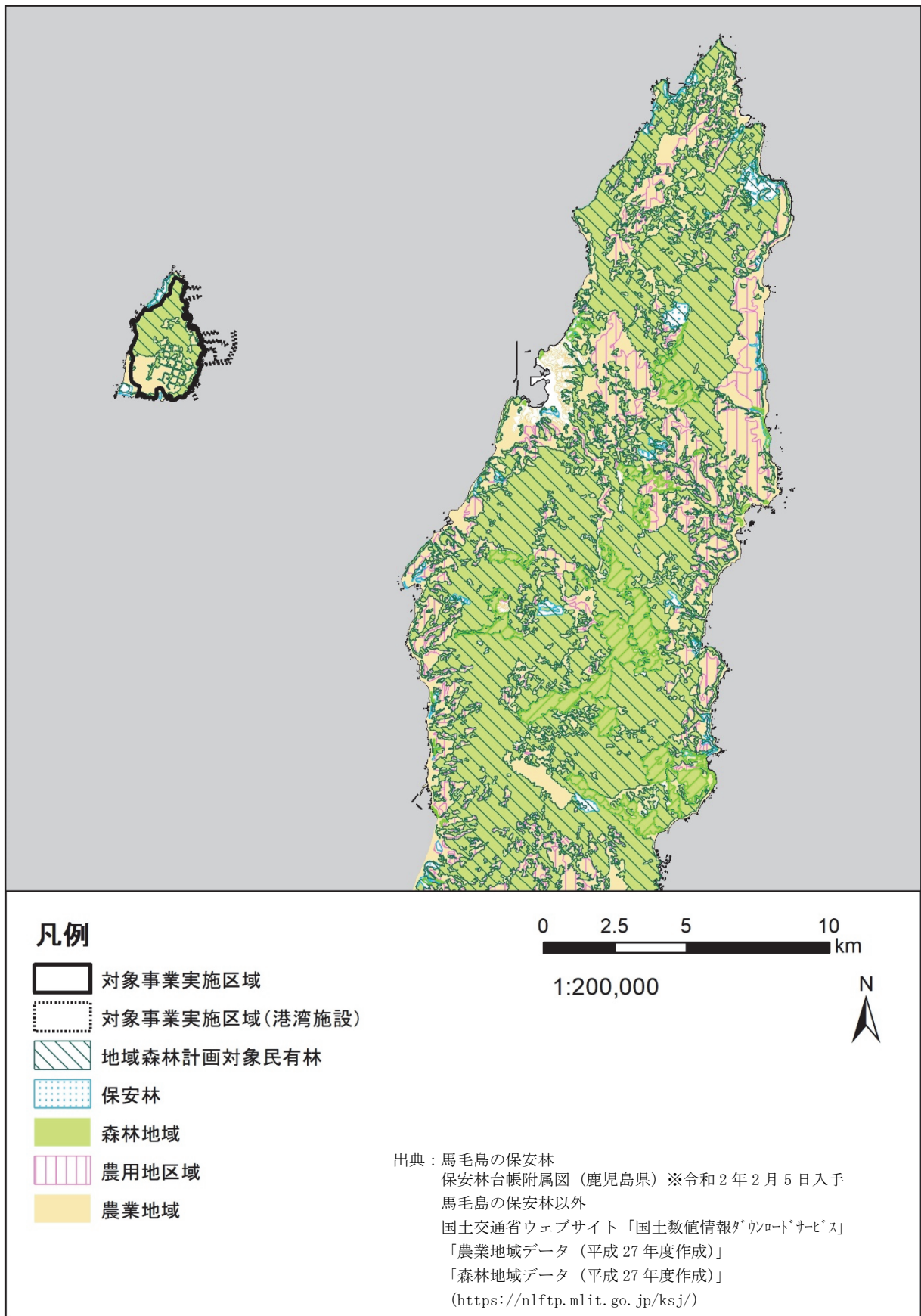
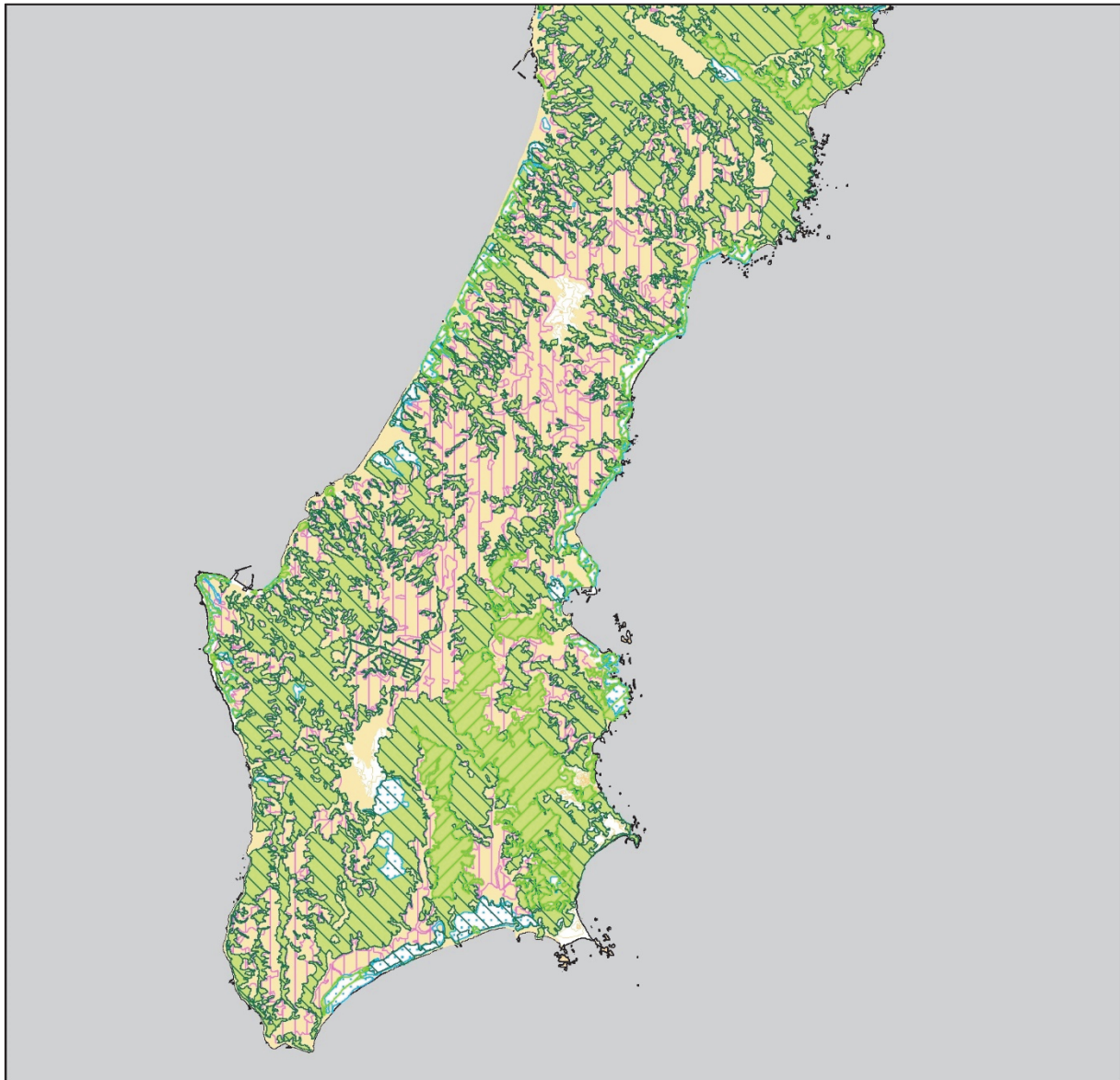


図-3.2.7(2) 農業地域及び森林地域



凡例

-  地域森林計画対象民有林
-  保安林
-  森林地域
-  農用地区域
-  農業地域

0 2.5 5 10 km

1:200,000



出典：国土交通省ウェブサイト「国土数値情報ダウンロードサービス」「農業地域データ（平成27年度作成）」
「森林地域データ（平成27年度作成）」 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)

図-3.2.7(3) 農業地域及び森林地域

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼の利用

「西之表市環境基本計画」(平成30年3月、西之表市)によると、西京川上流の西京ダムは、総貯水量が230万トン(満水時)でその大半は農業かんがい用水(受益面積719ha)として利用され、基幹作物の生産に大きな恩恵を与えています。また、飲用水としても利用され、市民の生活をささえる重要な役割を果たしています。

南種子町には、図-3.1.9(2)に示したとおり、自然景観資源として選定されている、「長谷の池」と「宝満の池」が分布します。長谷の池及び宝満の池について概況を表-3.2.4に示します。

表-3.2.4 長谷の池、宝満の池の概況

名称	長谷の池	宝満の池
所在地	南種子町平山字福ヶ野 4693	南種子町荃永
用途等	かんがい	町選定文化財
周囲	-	約 1,230m
深さ	-	6m
面積	-	約 49,308m ²
貯水量	28,400m ³	-
備考	南種子町の防災重点ため池に指定されている。	池の周囲は宝満神社の神域となっている。

出典:「第3回自然環境保全基礎調査 鹿児島県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)
「南種子町防災重点ため池マップ」(南種子町総合農政課)
南種子町ウェブサイト「主な文化財」
(<http://www.town.minamitane.kagoshima.jp/education/bunkazailist/bunkazai.html>)

(2) 海域の利用

1) 漁業権の指定状況

調査対象地域周辺海域の漁業権の指定状況を表-3.2.5及び表-3.2.6に示します。また、漁業権位置を図-3.2.8及び図-3.2.9に示します。

対象事業実施区域周辺及び種子島周辺海域においては、共同漁業権が5箇所、区画漁業権が6箇所指定されています。

表-3.2.5(1) 漁業権の指定状況（共同漁業権）

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	関係地区
熊共 第1号	第1種 共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日～12月31日	西之表市地先	なし	西之表市
		ふのり漁業				
		とこぶし漁業				
		あなご漁業				
		ばい漁業				
		うに漁業				
		たこ漁業				
	いせえび漁業					
	第2種 共同漁業	いせえび雑魚	1月1日～12月31日			
		建網漁業	9月1日～翌年6月30日			
		ぶり建網漁業	1月1日～12月31日			
		雑魚建干網漁業				
		雑魚狩刺網漁業				
ばいかご漁業						
あさひがに						
かかり網漁業						
小型定置網漁業						
第3種 共同漁業	かます 船びき網漁業	1月1日～12月31日				
熊共 第2号	第1種 共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日～12月31日	西之表市 馬毛島地先	なし	西之表市
		ふのり漁業				
		とこぶし漁業				
		あなご漁業				
		うに漁業				
		たこ漁業				
		いせえび漁業				
	第2種 共同漁業	いせえび雑魚	1月1日～12月31日			
		建網漁業	9月1日～翌年6月30日			
		ぶり建網漁業	1月1日～12月31日			
		雑魚建干網漁業				
		雑魚狩刺網漁業				
	あさひがに					
かかり網漁業						
第3種 共同漁業	かます 船びき網漁業	1月1日～12月31日				

出典：「漁業の免許内容等の事前決定（平成25年5月31日）」（鹿児島県公報平成25年5月31日（金）第2910号の4別冊）

表-3.2.5(2) 漁業権の指定状況（共同漁業権）

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	関係地区
熊共 第3号	第1種 共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日～12月31日	熊毛郡中種子町 西海岸地先	なし	熊毛郡 中種子町
		とこぶし漁業				
		ばい漁業				
		たこ漁業				
		いせえび漁業				
	第2種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業	1月1日～12月31日			
		ぶり建網漁業	9月1日～翌年6月30日			
		雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日			
		ばいかご漁業				
		あさひがに かかり網漁業				
小型定置網漁業						
熊共 第4号	第1種 共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日～12月31日	熊毛郡中種子町 東海岸地先	なし	熊毛郡 中種子町
		とこぶし漁業				
		ばい漁業				
		たこ漁業				
		いせえび漁業				
	第2種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業	1月1日～12月31日			
		ぶり建網漁業	9月1日～翌年6月30日			
		ばいかご漁業	1月1日～12月31日			
		あさひがに かかり網漁業				
		小型定置網漁業				
いせえび漁業						
熊共 第5号	第1種 共同漁業	とこぶし漁業	1月1日～12月31日	熊毛郡南種子町 地先	なし	熊毛郡 南種子町
		うに漁業				
		たこ漁業				
		いせえび漁業				
		いせえび雑魚 建網漁業				
	第2種 共同漁業	ぶり建網漁業	9月1日～翌年6月30日			
		かます建網漁業	1月1日～12月31日			
		雑魚かご漁業				
		あさひがに かかり網漁業				
		小型定置網漁業				

出典：「漁業の免許内容等の事前決定（平成25年5月31日）」（鹿児島県公報平成25年5月31日（金）第2910号の4別冊）

表-3.2.6 漁業権の指定状況（区画漁業権）

ア 魚類養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		地元地区
						いけす（8メートル×8メートル）の数の最高限度	
熊特区魚第1号	第1種区画漁業	魚類（くろまぐろを除く）小割式養殖業	1月1日から12月31日	西之表市国上浦田地先	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	5台	西之表市
熊特区魚第2号	第1種区画漁業	魚類（くろまぐろを除く）小割式養殖業	1月1日から12月31日	熊毛郡中種子町坂井熊野地先	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	5台	熊毛郡中種子町
熊特区魚第3号	第1種区画漁業	魚類（くろまぐろを除く）小割式養殖業	1月1日から12月31日	熊毛郡南種子町島間地先	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	熊特区魚第4号と合わせて32台	熊毛郡南種子町
熊特区魚第4号	第1種区画漁業	魚類（くろまぐろを除く）小割式養殖業	1月1日から12月31日	熊毛郡南種子町島間地先	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	熊特区魚第3号と合わせて32台	熊毛郡南種子町

イ とこぶし養殖業（第3種）

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区
熊特区と（地）第1号	第3種区画漁業	とこぶし地まき式養殖業	1月1日から12月31日	西之表市安納地先	なし	西之表市
熊特区と（地）第2号	第3種区画漁業	とこぶし地まき式養殖業	1月1日から12月31日	西之表市庄司浦地先	なし	西之表市

出典：「漁業の免許内容等の事前決定（平成30年5月29日）」（鹿児島県公報平成30年5月29日（火）第3420号の2別冊）



出典：海上保安庁ウェブサイト「海洋状況表示システム（海しる）」
 (https://www.msil.go.jp/msil/Htm/TopWindow.html)

図-3.2.8(1) 漁業権位置（共同漁業権）



出典：海上保安庁ウェブサイト「海洋状況表示システム（海しる）」
 (<https://www.msil.go.jp/msil/Htm/TopWindow.html>)

図-3.2.8(2) 漁業権位置（共同漁業権）



出典：海上保安庁ウェブサイト「海洋状況表示システム（海しる）」
 (https://www.msil.go.jp/msil/Htm/TopWindow.html)

図-3.2.9(1) 漁業権位置（区画漁業権）



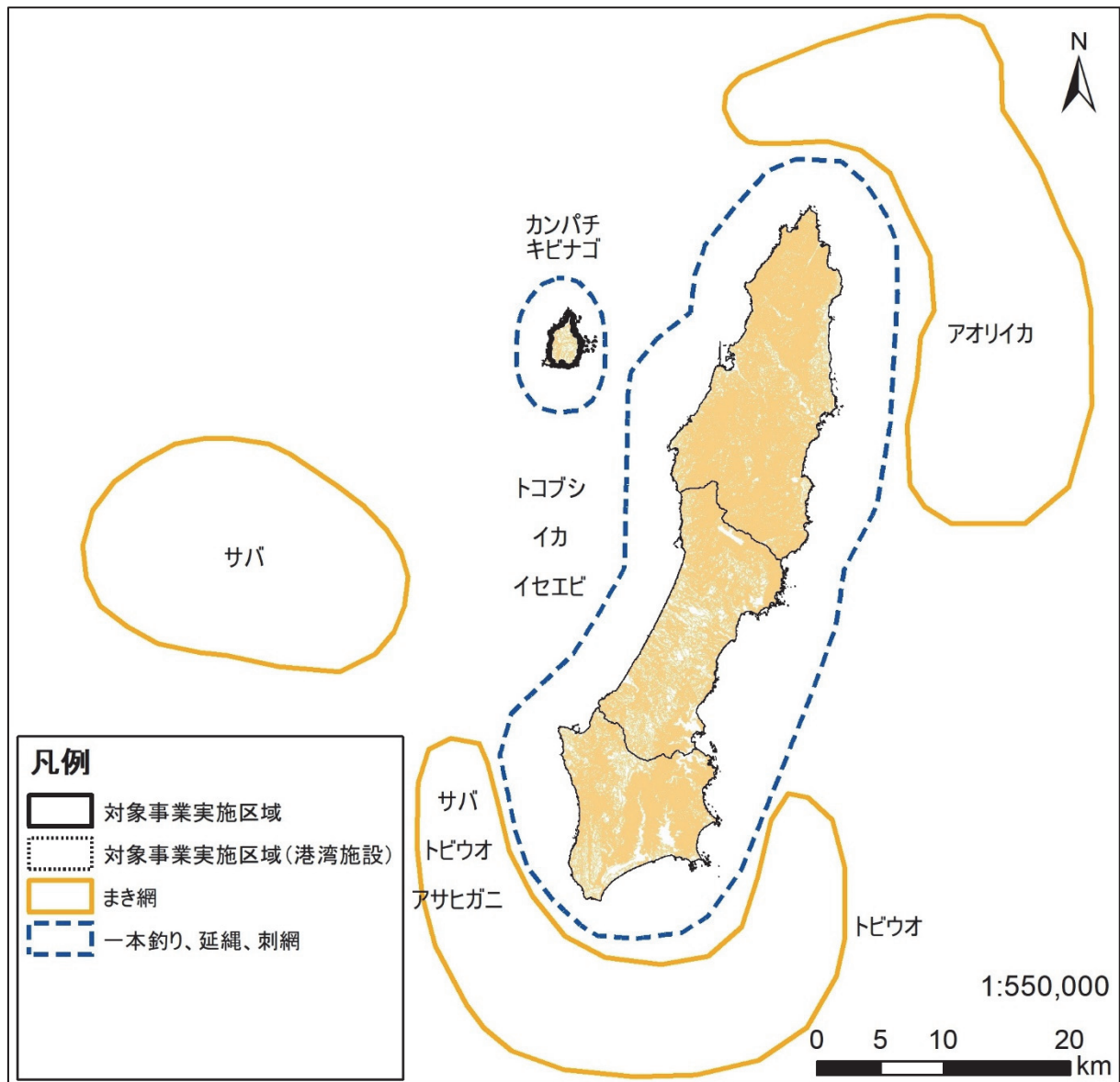
出典：海上保安庁ウェブサイト「海洋状況表示システム（海しる）」
 (https://www.msil.go.jp/msil/Htm/TopWindow.html)

図-3.2.9(2) 漁業権位置（区画漁業権）

2) 漁場の状況

調査対象地域周辺海域の漁場の概要を図-3.2.10 に示します。

調査対象地域周辺海域においては、一本釣り、延縄、刺網の漁業が行われており、種子島の北及び南の沖合では、まき網の漁業が行われています。魚種としては、カンパチ、キビナゴ、トコブシ、イカ、アオリイカ、イセエビ、サバ、トビウオ、アサヒガニがあげられます。



出典：「かごしまの漁港、漁場 2018」（平成 30 年 3 月、鹿児島県、鹿児島県漁港漁場協会）をもとに作成

図-3.2.10 漁場の概要

3) 漁獲高の状況

平成 26 年度～平成 30 年度における魚種別漁獲量を表-3.2.7 に示します。西之表市、中種子町及び南種子町いずれも、近年の漁獲量は減少傾向が見られます。

表-3.2.7(1) 魚種別漁獲高

(単位：t)

		H26			H27			H28			H29			H30		
		西之表市	中種子町	南種子町	西之表市	中種子町	南種子町	西之表市	中種子町	南種子町	西之表市	中種子町	南種子町	西之表市	中種子町	南種子町
まぐろ類	くろまぐろ	2	2	0	3	x	x	x	2	x	x	2	x	2	2	-
	びんなが	-	131	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-
	めばち	-	25	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-
	きはだ	13	6	5	11	x	x	x	34	x	x	37	x	8	57	2
	その他のまぐろ類	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かじき類	まかじき	-	5	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-
	めかじき	-	10	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-
	くろかじき類	-	2	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-	-	x	-
	その他のかじき類	0	0	1	1	x	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0
類かつお	かつお	3	0	2	x	x	0	2	0	0	2	0	0	1	2	10
	そうだかつお類	2	9	7	x	x	9	x	0	x	x	6	x	0	7	x
さめ類		3	0	0	2	x	0	2	0	0	x	0	0	0	0	x
類いわし	まいわし	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	x	-	-	-
	うるめいわし	0	0	0	-	x	x	x	0	x	-	x	x	-	x	-
あじ類	まあじ	0	3	3	0	1	0	x	2	x	x	2	x	x	x	0
	むろあじ類	1	2	0	0	8	1	x	4	x	x	2	x	0	3	0
さば類		13	17	2	10	12	3	9	7	1	13	17	1	x	15	0
ぶり類		47	4	21	34	3	12	45	3	15	27	4	13	24	6	13
ひらめ・かれい類	ひらめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	かれい類	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	-	0
たちうお		-	-	-	0	0	-	0	0	-	x	x	-	-	x	x
たい類	まだい	1	0	0	2	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0
	ちだい・きだい	1	1	0	1	3	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0
	くろだい・へだい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさき		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さわら類		1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	2	1	1	0
すずき類		0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0
あまだい類		0	0	-	-	0	-	0	0	-	-	0	-	0	0	-
ふぐ類		2	-	0	21	0	x	6	-	0	7	-	0	8	3	0
その他の魚類		473	79	78	379	103	82	409	96	91	329	72	86	234	55	46
魚類小計		562	297	122	468	524	114	497	458	119	397	536	113	287	375	72

注 1：表中の「0」は 1t 未満を示します。

注 2：表中の「-」は事実（実績）のないものを示し、過去 5 年の結果に事実（実績）がないものについては表から省略しました。

注 3：表中の「×」は、個人または法人その他団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しない秘匿措置を施したものを示します。なお、全体からの差し引きにより公表しないものの結果が推定できる場合は、本来秘匿措置を施す必要がないものについても「×」と表示しています。

資料：農林水産省海面漁業生産統計調査（平成 26 年度～平成 30 年度）

表-3.2.7(2) 魚種別漁獲高

(単位：t)

		H26			H27			H28			H29			H30		
		西之表市	中種子町	南種子町	西之表市	中種子町	南種子町	西之表市	中種子町	南種子町	西之表市	中種子町	南種子町	西之表市	中種子町	南種子町
えび類	いせえび	3	1	1	2	1	1	2	0	1	2	0	1	1	0	0
	その他のえび類	1	1	1	2	1	1	1	4	1	1	1	1	1	0	0
かに類	がざみ類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
	その他のかに類	3	1	2	3	1	2	3	1	2	2	0	2	1	0	0
貝類	その他の貝類	4	1	0	x	1	0	x	0	0	x	0	0	3	0	0
いか類	その他のいか類	15	10	3	x	6	3	x	4	1	x	13	4	8	2	1
たこ類		4	0	1	4	0	1	5	0	1	4	0	1	3	0	0
うに類		-	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	0	-
その他の水産生物類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
海藻類	その他の海藻類	0	-	-	1	-	-	0	-	-	0	-	-	1	-	-
合計		593	310	130	495	532	122	519	466	124	428	550	121	304	378	75

注1：表中の「0」は1t未満を示します。

注2：表中の「-」は事実（実績）のないものを示し、過去5年の結果に事実（実績）がないものについては表から省略しました。

注3：表中の「×」は、個人または法人その他団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しない秘匿措置を施したものを示します。なお、全体からの差し引きにより秘匿措置を講じた結果が推定できる場合は、本来秘匿措置を施す必要がないものについても「×」と表示しています。

資料：農林水産省海面漁業生産統計調査（平成26年度～平成30年度）

4) 港湾・漁港の指定状況

調査対象地域における港湾の概要及び港湾位置図を表-3.2.8及び図-3.2.11に、漁港の概要及び漁港位置図を表-3.2.9及び図-3.2.12に示します。

港湾は20施設指定されています。西之表港は重要港湾として、田之脇港、浜津脇港、島間港は地方港湾として、鹿児島県により管理されています。その他の港湾については地方港湾として、各市町により管理されています。馬毛島には3箇所の地方港湾があります。

漁港は19施設指定されています。庄司浦漁港と住吉漁港が第2種の漁港、浦田漁港と熊野漁港が第4種の漁港として、鹿児島県により管理されています。その他の漁港は第1種漁港であり、各市町により管理されています。馬毛島には2箇所の漁港があります。

表-3.2.8 港湾の概要

No.	港湾名	種類	所在	管理者	外郭施設 延長(m)	係留施設 延長(m)	フェリー便 有無
1	西之表	重要港湾	西之表市（種子島）	鹿児島県	7,694	2,559	有
2	田之脇				2,056	468	—
3	浜津脇				2,370	286	—
4	島間				3,052	1,104	有
5	馬毛島岬	地方港湾	西之表市（馬毛島）	西之表市	77	0	—
6	王籠				43	0	—
7	椎之木				0	28	—
8	大久保				774	104	—
9	上之古田		418	118	—		
10	大崎		237	97	—		
11	伊関		447	190	—		
12	浅川		969	149	—		
13	立山		315	113	—		
14	牧川		中種子町	中種子町	1,215	224	—
15	大塩屋				224	105	—
16	増田				1,589	115	—
17	屋久津				759	238	—
18	広田		南種子町	南種子町	950	185	—
19	田尻				633	123	—
20	門倉				388	97	—

出典：国土交通省ウェブサイト「国土数値情報ダウンロードサービス」「港湾データ（平成26年度作成）」

(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)

海上保安庁ウェブサイト「海洋状況表示システム（海しる）」

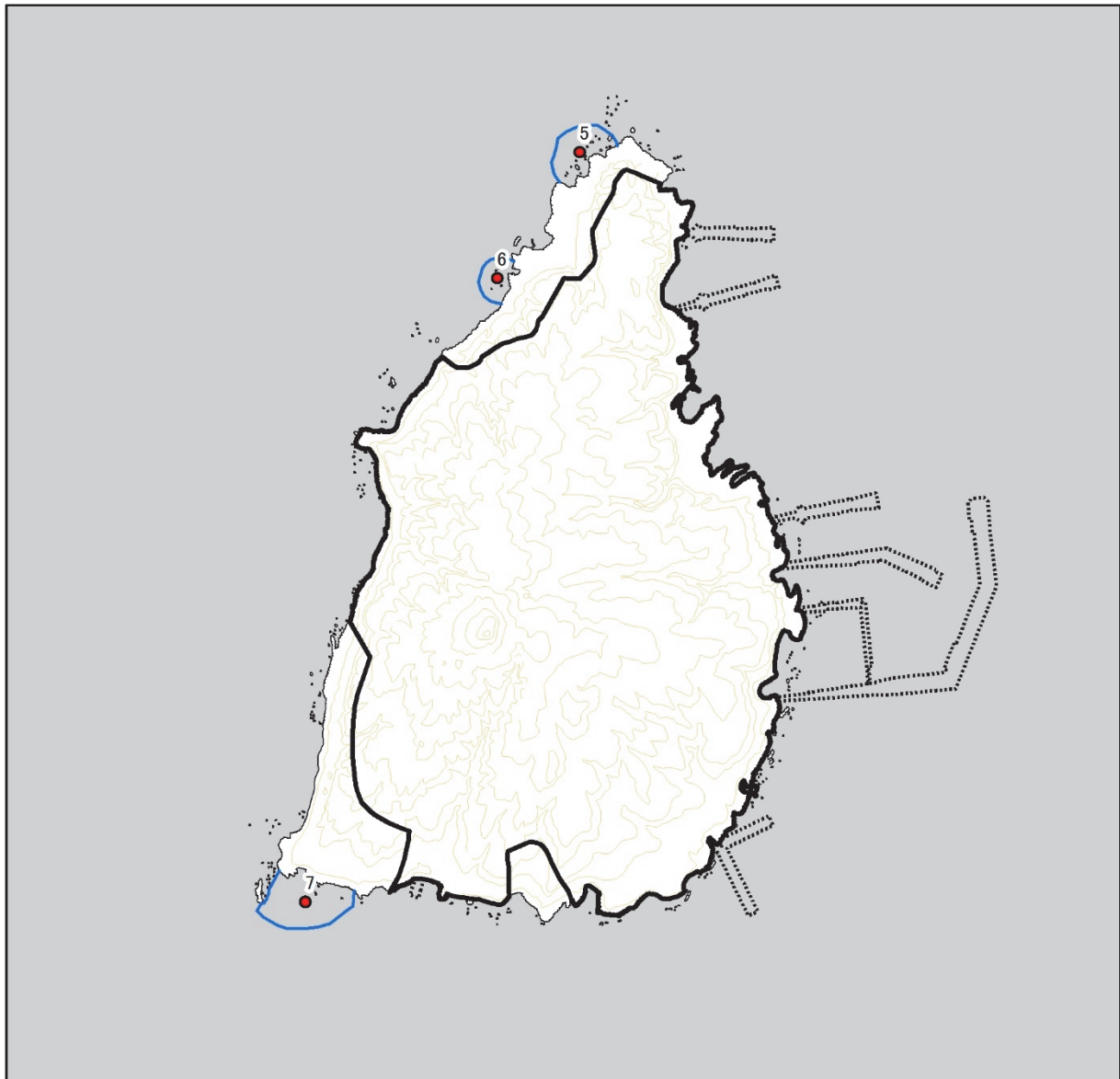
(<https://www.msil.go.jp/msil/Htm/TopWindow.html>)

表-3.2.9 漁港の概要

No.	漁港名	種類	所在	管理者	外郭施設 延長(m)	係留施設 延長(m)
1	庄司浦	第2種	西之表市（種子島）	鹿児島県	1,297	222
2	住吉				1,760	381
3	浦田				1,029	526
4	熊野	第4種	中種子町	鹿児島県	2,702	659
5	葉山				244	119
6	高坊	第1種	西之表市（馬毛島）	西之表市	171	40
7	湊				1,217	396
8	沖ヶ浜田				465	30
9	花里崎				251	52
10	能野		1,637	372		
11	安城		470	102		
12	中山		中種子町	中種子町	612	52
13	梶潟				684	160
14	浜田		南種子町	南種子町	631	245
15	州崎				683	101
16	大川				2,100	119
17	砂坂				665	143
18	竹崎				742	219
19	下西目	394			85	

注：平成31年3月31日現在。

出典：漁港台帳（鹿児島県漁港漁場課）



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(港湾施設)
- 港湾
- 港湾区域界

0 0.5 1 2 km

1:40,000



注：数字は表-3.2.8のNo.に対応しています。

出典：国土交通省ウェブサイト「国土数値情報タウロードサービス」「港湾データ（平成26年度作成）」

(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)

図-3.2.11(1) 港湾位置図